

○東北地方太平洋沖地震による被災地域における旅行業の登録の有効期間を延長します。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害を受けて、政府は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条に基づき、行政庁の許可、免許、登録等により被災地の住民や事業者が有する権利利益について、その存続期間を延長するための措置を実施することとしました。

観光庁においても、今般の地震による深刻な被害状況にかんがみ、旅行業法第3条の規定に基づく旅行業の登録の有効期間について、下記のとおり延長することとしたので、お知らせいたします。

#### 【対象地域及び対象者】

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（※1）による災害のため、災害救助法が適用された区域を基本として、以下の地域内に主たる営業所を有する旅行者（※2）が対象になります。

- （1）岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の全域
- （2）青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち災害救助法が適用された市町村の区域（※3）

※1 3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震をはじめその後続いて発生した余震も含みます。

※2 東北地方太平洋沖地震による災害の発生した平成23年3月11日以前に登録を受け、その登録の有効期間が同日以後に満了する旅行者に限ります。

※3 今後、適用区域が追加される可能性があるため、厚生労働省の下記URLの報道発表により随時確認してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015jy4.html>

#### 【延長後の登録の有効期間の満了日】

平成23年8月31日

国土交通省においても報道発表をしておりますので、そちらもご参照ください。

URL [http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04\\_hh\\_000043.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04_hh_000043.html)